

## ○かつらぎ町イメージキャラクターの使用に関する要綱

平成23年3月7日  
要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、かつらぎ町のシンボルとして、ふるさとへの愛着や誇りを育み、イメージの向上及び定着並びに観光資源及び特産品の宣伝普及並びに地域振興を図るために定めた五体のイメージキャラクター（以下「イメージキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「イメージキャラクター」とは、商標登録第5295309号及び同第5455486号として登録されているものをいう。

(使用の許可申請)

第3条 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用の範囲を超えない限られた範囲内において使用することを目的とするときは、自由に使用することができる。

2 前項に規定する場合を除きイメージキャラクターを使用しようとする者は、イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、あらかじめ許可を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 町又は町教育委員会が使用するとき。
- (2) 町内の学校等教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第4条 町長は、前条の規定による使用許可申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、イメージキャラクター使用許可書（様式第2号）を交付し、使用の許可を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 町及びイメージキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 町の事業又は町が認めた関連事業の推進に支障をきたすおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又は反するおそれのあるとき。
- (4) 思想、宗教的活動及び政治活動等に使用するおそれのあるとき。
- (5) 第1条の趣旨に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (7) イメージキャラクターの使用により誤認又は混同を生じさせるおそれのあるとき。
- (8) 社会通念上許可することが不適當と認められるとき。
- (9) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

2 町長は、使用許可申請書の内容が前項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イメージキャラクター使用不許可通知書（様式第3号）により通知するも

のとする。

(使用期限)

第5条 使用期限は、使用許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、当該使用許可を受けた内容を変更しない限り、使用期限後1年の期間を限度として、引き続き使用することができるものとする。

2 電子データでの使用など、半永続的な使用が見込まれる場合については、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた内容を変更しない限り、半永続的に使用できるものとする。

(使用料)

第6条 イメージキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 イメージキャラクターを使用する許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 可能な限り「かつらぎ町イメージキャラクター」との表記を付すること。
- (3) 使用する権利の譲渡又は転貸をしないこと。
- (4) 指定した色及び形等で使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 関係法令に規定する義務等を履行すること。
- (6) 製造物責任における責任の所在を明示すること。
- (7) 商標登録及び意匠登録等の出願を行わないこと。

(結果の報告)

第8条 イメージキャラクターの使用者は、イメージキャラクターの使用を完了したときに、速やかにかつらぎ町イメージキャラクター使用報告書(様式第4号)及び実際の使用品等を町長に提出するものとする。

2 第5条第2項に該当する場合は、使用を開始した日の属する年度の末日に報告を行うものとする。

(許可内容の変更)

第9条 使用者は、許可された内容を変更しようとするときには、あらかじめイメージキャラクター使用内容変更許可申請書(様式第5号)を提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の申請に基づき、許可することが適当と認めたときは、イメージキャラクター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

3 第1項の許可については、第4条の規定を準用する。

(使用の禁止及び許可の取消し)

第10条 町長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当し、内容を是正する見込みがないと認めたときは、その許可を取り消すものとし、許可の取消し理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第7条各号の規定に違反しているとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、取消通知の通知があった日以後、当該許可に係る物件を使用してはならない。

3 町長は、第1項の規定により使用許可を取り消すときは、イメージキャラクター使用禁止・使用許可取消通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。

る。

4 町は、使用許可を取り消されたことにより使用者に生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害賠償)

第11条 イメージキャラクターの使用により、使用者が町に損害を与えたときは、町は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。

(紛争等の解決)

第12条 イメージキャラクターの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、町は損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年1月20日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年5月21日)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

かつらぎ町長 様

(申請者)

住所(所在地)

団体名(名称)

氏名(代表者名)

印

イメージキャラクター使用許可申請書

かつらぎ町イメージキャラクターの使用に関する要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 使用キャラクター |                                   |
| 使用目的     |                                   |
| 使用対象     |                                   |
| 使用期間     | 年 月 日から 年 月 日まで                   |
| 使用場所     |                                   |
| 製造期間     | 年 月 日から 年 月 日まで                   |
| 製造数      |                                   |
| 添付書類     | 使用品の見本等(企画書や設計図、レイアウト等使用方法がわかるもの) |

(連絡先)

担当者名

電話番号

様式第2号（第4条関係）

か第 号  
年 月 日

様

かつらぎ町長 印

イメージキャラクター使用許可書

年 月 日付けで申請のありましたイメージキャラクターの使用について、かつらぎ町イメージキャラクターの使用に関する要綱第4条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 申請の内容 新規 ・ 内容変更
- 2 許可内容は、イメージキャラクター使用（内容変更）許可申請書のとおりとする。
- 3 イメージキャラクターの使用に際しては、以下のことを遵守すること。
  - (1) 許可された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
  - (2) 可能な限り「かつらぎ町イメージキャラクター」との表記を付すこと。
  - (3) 使用の権利を譲渡又は転貸をしないこと。
  - (4) 指定した色、形等で使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
  - (5) 関係法令に規定する義務等を履行すること。
  - (6) 製造物責任における責任の所在を明示すること。
  - (7) 商標登録及び意匠登録等の出願を行わないこと。
- 4 特記事項（具体的指示）

( 裏 面 )

使用上の遵守事項

- (1) 許可された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 可能な限り「かつらぎ町イメージキャラクター」との表記を付すこと。
- (3) 使用する権利の譲渡又は転貸をしないこと。
- (4) 指定した色、形等で使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- (5) 関係法令に規定する義務等を履行すること。
- (6) 製造物責任における責任の所在を明示すること。
- (7) 商標登録及び意匠登録等の出願を行わないこと。
- (8) イメージキャラクターを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、かつらぎ町に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (9) 使用許可を受けた内容を変更する場合は、イメージキャラクター使用内容変更許可申請書を提出すること。
- (10) 使用者は、イメージキャラクターの使用を完了した時に、速やかにイメージキャラクター使用報告書および実際の使用品等を町長に提出すること。
- (11) 使用方法が、許可内容と異なったり、守るべき事項が守られない場合は、使用許可を取り消す場合があります。この場合、町は使用許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負いません。
- (12) 使用者が、イメージキャラクターの使用に際して、故意または過失によりかつらぎ町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償すること。
- (13) イメージキャラクターの使用により、第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が速やかに責任をもって対処するものとし、町長は損害賠償、損失補填その他一切の責任を負いません。
- (14) その他使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日  
第 号

様

かつらぎ町長 印

イメージキャラクター使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました「イメージキャラクター使用許可申請」については、下記の理由により許可できませんので、通知します。

記

許可できない理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

かつらぎ町長 様

(申請者)

住所(所在地)

団体名(名称)

氏名(代表者名)

印

イメージキャラクター使用報告書

かつらぎ町イメージキャラクターを以下のとおり使用したので、かつらぎ町イメージキャラクターの使用に関する要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 使用キャラクター |                        |
| 使用対象     |                        |
| 使用目的     |                        |
| 使用期間     | 年 月 日から 年 月 日まで        |
| 使用場所     |                        |
| 製造期間     | 年 月 日から 年 月 日まで        |
| 製造数      |                        |
| 使用数      |                        |
| 残数処理     | 処分(廃棄) ・ 継続使用 ・ その他( ) |
| 添付書類     | 実際の使用物や写真等の添付          |

(連絡先)  
担当者  
電話番号



様式第5号(第9条関係)

年 月 日

かつらぎ町長 様

(申請者)

住所(所在地)

団体名(名称)

氏名(代表者名)

印

イメージキャラクター使用内容変更許可申請書

年 月 日付けで許可を受けたことについて内容変更したいので、かつらぎ町イメージキャラクターの使用に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

(変更内容)

様式第6号(第10条関係)

か第 号  
年 月 日

様

かつらぎ町長 印

イメージキャラクター使用禁止・使用許可取消通知書

年 月 日付けで許可しましたイメージキャラクターの使用について、かつらぎ町イメージキャラクターの使用に関する要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり使用の禁止及び使用許可の取り消しを行う旨を通知します。

記

(理由)